

「長期間組合事業を利用していない組合員の整理について」の公告

新潟市火災共済生活協同組合定款第12条の規定により、令和7年度通常総代会において、議案「長期間組合事業を利用していない組合員の整理について」が議決承認され、下記の通り法定脱退（除名）することとなりました。

記

1 除名対象者

平成9年度までに組合員となり、平成10年4月以降、長期間にわたり組合事業（火災共済・交通災害共済）を利用されていない組合員

2 組合員の資格について

- (1) 除名された組合員は、今後組合員としての資格を失い、当組合事業を継続し利用することはできません。
- (2) 除名された組合員は、当組合に対し払込済出資金の2分の1の払い戻しを請求することができます。

3 出資金の払い戻し期間

令和7年6月13日総代会終了後～令和9年6月13日（2年間）

4 出資金の払い戻しお手続き

組合までお問い合わせください。

令和7年6月16日

新潟市火災共済生活協同組合

理事長 小林 佐登司

お問合せ先

新潟市火災共済生活協同組合

〒950-0916 新潟市中央区米山5丁目15番16号

TEL 025 (249) 2311

営業時間 土日祝日を除く 8:30 から 17:15 まで